観 観 産 第 2 9 号 令和 3 年 5 月 31 日

全国知事会 会長 殿

観 光 庁 長 官

## 「宿泊事業者による感染防止対策等への支援」 の制度趣旨の周知について(依頼)

平素より観光行政の一層の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

「地域観光事業支援」の一環として実施する「宿泊事業者による感染防止対策等への支援」は、新型コロナウイルスの感染拡大、そして今般の緊急事態宣言の発令、それに伴う外出・移動の抑制などにより、宿泊事業者が、休業・時短要請を受けている他の業種と同様に、大変厳しい経営状況に置かれていることから、各事業者が業界のガイドラインに従い、自らの負担で厳しい感染症対策を取ってきていることに着目し、遡りを認め、幅広くかつ迅速に、各事業者にご支援を届けることを目的としています。

この趣旨に即し、以下の点、各都道府県知事あて周知いただくようお願い申し上げます。

記

- ・ 本事業は、今後実施される新たな投資等への支援に限らず、過去の支出についてもしっかり と支援していただくべく、本事業の補助対象期間の始期を「宿泊施設における新型コロナウイ ルス対応ガイドライン」が公表された昨年5月14日とさせていただいていること
- ・ 補助対象については、機器・設備の導入はもとより、必需品の購入、さらには感染症対策用 機器のリース費用、そのほか安心・安全な食事・滞在を提供するために必要となった費用など、 感染症対策に要した「かかり増し費用」について、幅広く補助対象とすることが可能であり、 宿泊事業者に寄り添い、前広にご相談にも乗って頂きつつ、可能な限り柔軟な支援を実施して いただきたいこと
- ・ 事業者によっては、既に都道府県等による補助によって多くの物品等が導入されている等の 事情に鑑み、都道府県の判断により、補助金の受給総額が事業者負担分を超えないことを条件 に、過去に都道府県等が補助を行っていた物品等についても、今回の事業によって、その事業 者負担分を支援することは可能としていること

<連絡先> 観光庁観光産業課 伊藤、府中、谷川、竹川、末廣 TEL 03-5253-8330(直通)